



政治団体設立届

令和 年 月 日

総務大臣
東京都選挙管理委員会

殿

政治団体の名称	
事務所の所在地	東京都
代表者の氏名	⑧

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

ふりがな	政治団体の区分			
政治団体の名称	<input type="checkbox"/> 政党 <input type="checkbox"/> 政党の支部 <input type="checkbox"/> 政治資金団体（政党が指定） <input type="checkbox"/> 政治資金規正法18条の2第1項の規定による政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部			
	国会議員関係政治団体の区分			
	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体			
目的	別紙のとおり	組織年月日	平成・令和	年 月 日
主たる事務所の所在地	(〒 東京都) 電話 ()			
主たる活動区域	<input type="checkbox"/> 全国(2都道府県以上) ・ <input type="checkbox"/> 東京都 ()			
区分	氏名	住所・電話	生年月日	選任年月日
ふりがな		〒 電話 ()	大・昭・平・令	平成・令和
代表者			・ ・	・ ・
ふりがな		〒 電話 ()	大・昭・平・令	平成・令和
会計責任者			・ ・	・ ・
ふりがな		〒 電話 ()	大・昭・平・令	平成・令和
会計責任者の職務代行者			・ ・	・ ・
支部の有無	有 ・ 無	課税上の優遇措置の適用関係の有無		有 ・ 無
政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	代表者である公職の候補者に係る公職の種類			
	<input type="checkbox"/> 衆議院議員（現職） <input type="checkbox"/> 衆議院議員（候補者等） <input type="checkbox"/> 参議院議員（現職） <input type="checkbox"/> 参議院議員（候補者等）			
政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	公職の候補者の氏名		公職の候補者に係る公職の種類	
	(ふりがな)		<input type="checkbox"/> 衆議院議員（現職） <input type="checkbox"/> 衆議院議員（候補者等） <input type="checkbox"/> 参議院議員（現職） <input type="checkbox"/> 参議院議員（候補者等）	

- (注意)
- 1 にチェックを入れてください。
 - 2 代表者の氏名欄は記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。
 - 3 組織日の翌日から起算し、7日以内に届け出ること。
 - 4 団体名称は、政党及び政治資金団体と類似しないこと。
 - 5 政治団体の支部にあっては、「名称」欄にその名称を記載するとともに、本部の名称を「(本部)〇〇」の例により記載すること。
 - 6 「主たる事務所の所在地」は、〇丁目〇番〇号〇〇号室(〇〇方)まで記載すること。
 - 7 組織年月日、生年月日及び選任年月日の年号欄の該当するものに〇をすること。
 - 8 「課税上の優遇措置」とは、個人寄附に対する税制上の優遇措置のことである。
この優遇措置の対象となる団体(適格団体)は次のような団体に限られる。
 - ①政党及び政党支部
 - ②政治資金団体
 - ③現職の国会議員が主催する又は主な構成員である政治団体(国会議員氏名届を提出)
 - ④政策研究団体(国会議員氏名届を提出)
 - ⑤衆議院議員、参議院議員、都道府県の長及び議員、政令指定都市の長及び議員(候補者、候補者となろうとする者を含む)の後援会
(国会議員関係政治団体に該当する旨の通知又は被推薦書を提出)
注:一般の区市町村の長と議員の後援会は対象外である。
 - 9 提出部数は**3部**。(1部は本人控え分として受領印を押し返却)
 - 10 添付書類 すべて3部必要(③④⑤については、1部は正本、2部はコピーでもよい)
 - ①規約(全団体必須)
 - ②国会議員氏名届(現職の国会議員が主催する又は主要な構成員である政治団体と政策研究団体)
 - ③被推薦書
(都道府県又は政令指定都市の長・議員(候補者、候補者となろうとする者を含む)の後援会)
 - ④国会議員関係政治団体に該当する旨の通知
(政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体)
 - ⑤支部証明書・政党の状況等に関する届(政党支部)
 - 11 資金管理団体の指定も同時にする場合、「資金管理団体の指定届」も同時に提出すること。